

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日： 年 月 日

事業者名

No.	対象建設機械	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	保有の状況 (所有・リースの別)	リース契約期間	検査実施年月日
1	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
2	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
3	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
4	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
5	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
6	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
7	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
8	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
9	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
10	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
11	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
12	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
13	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
14	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
15	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	

※「対象建設機械」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「対象建設機械」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」は、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例：バックホウ)

②「ブルドーザー」は、自重。(自重3トン以上の機械が対象)

③「トラクターショベル」は、バケット容量。(バケット容量が0.4 m³以上の機械が対象)

④「モーターグレーダー」は、自重。(自重が5トン以上の機械が対象)

⑤「移動式クレーン」は、つり上げ荷重。(つり上げ荷重が3トン以上の機械が対象)

⑥「大型ダンプ車」は、車両総重量又は最大積載量。(車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもので、事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けている機械が対象)

※リース契約の対象建設機械で、審査基準日から1年7カ月以上の使用期間が定められていない機械については、対象外とする。

(但し、契約書に自動更新の条項が含まれており、当該条項を適用して確実に1年7カ月以上の継続リースとなる機械は、対象とする。また、契約書に買取条項があり、確実に買い取りを行う機械については、対象とする。)

※工事現場単位ごとのスポット的なリース契約及び1台の建設機械を複数の業者と共有している機械などは、対象外とする。

記載例

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日：平成29年 3月 31日

事業者名 (株)〇〇〇建設

No.	対象建設機械	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	保有の状況 (所有・リースの別)	リース契約期間	検査実施年月日
1	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	〇〇製作所	PY115A-26	02P115004M	3.89トン	所有・リース	～	H28.11.22
2	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	△△△工業	AKB10-38	03K1-68M	バックホウ	所有・リース	H28.4.1 ～ H33.3.31	H28.9.10
3	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	□□建機	YY-0000	9876543	16トン	所有・リース	～	H28.12.12
4	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	〇×自動車	XXX-AABB	☆☆ 建 1234	最大積載量9,000kg	所有・リース	～	H29.1.16
5	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース		
6	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース		
7	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
8	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
9	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
10	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
11	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
12	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
13	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
14	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	
15	ショベル系掘削機・ブルドーザー・トラクターショベル モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					所有・リース	～	

特定自主検査記録表、移動式クレーン検査証又は自動車検査証から「メーカー名」、「型式」及び「製造・車体番号」などを転記

・リース契約書のリース期間を転記(基準日から1年7カ月以上あること。)

特定自主検査記録表等の「検査年月日」を転記

該当する機械を○で囲むこと。

「ショベル系掘削機」にあつては、「ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバー」の別を記入

※「対象建設機械」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「対象建設機械」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

- ①「ショベル系掘削機」は、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例：バックホウ)
- ②「ブルドーザー」は、自重。(自重3トン以上の機械が対象)
- ③「トラクターショベル」は、バケット容量。(バケット容量が0.4 m³以上の機械が対象)
- ④「モーターグレーダー」は、自重。(自重が5トン以上の機械が対象)
- ⑤「移動式クレーン」は、つり上げ荷重。(つり上げ荷重が3トン以上の機械が対象)
- ⑥「大型ダンプ車」は、車両総重量又は最大積載量。(車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもので、事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けている機械が対象)

※リース契約の対象建設機械で、審査基準日から1年7カ月以上の使用期間が定められていない機械については、対象外とする。

(但し、契約書に自動更新の条項が含まれており、当該条項を適用して確実に1年7カ月以上の継続リースとなる機械は、対象とする。また、契約書に買取条項があり、確実に買い取りを行う機械については、対象とする。)

※工事現場単位ごとのスポット的なリース契約及び1台の建設機械を複数の業者と共有している機械などは、対象外とする。